

## 質問 1

配当所得の負債利子を控除した場合、又は、損益通算を行った結果配当所得がなくなった場合でも配当控除はできますか。

**回 答** 配当控除額の計算基礎は配当所得の金額です。

配当控除額の計算の基礎となる配当所得の金額は、配当等の収入金額から株式等の元本を取得するために要した負債利子で、その年中にその負債で購入した株式等を有した期間に対応する金額を控除した後の配当所得の金額です。

したがって、負債利子を控除したため配当所得がなくなった場合については、配当控除の適用はありません。

しかし、損益通算や純損失又は雑損失の繰越控除をしたため配当所得の金額がなくなっても、総所得金額の計算の基礎となった配当所得の金額があればその配当所得の金額を基として計算された配当控除額の控除を受けることができます。

## 質問 2

親族のみで設立した社団医療法人の私の出資持分を弟に譲渡しました。この場合の譲渡益は、どのように課税されるのでしょうか。

**回 答** 他の所得と区分して、所得税15%、住民税5%が課税されます。

平成28年1月1日以後に次の一般株式等の譲渡をした場合には、その株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分し、その年中のその一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額に対し、15%の税率により所得税（住民税については5%）が課税されます。なお、復興特別所得税が別途かかります。

[参考]

- (1) 株式
- (2) 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分
- (3) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資及び資産の流動化に関する法律第2条第5項に規定する優先出資
- (4) 投資信託の受益権
- (5) 特定受益証券発行信託の受益権
- (6) 社債的受益権
- (7) 公社債
- (8) ストックオプションに係る経済的利益の非課税の特例の適用を受けて取得した株式

したがって、医療法人の出資持分は上記(2)に該当しますので、申告分離課税が適用されます。

申告分離課税の対象とされる株式等に係る譲渡所得等の金額とは、株式等の譲渡による儲けそのものであり、一般株式等の譲渡については、その譲渡が所得税法上の譲渡所得に該当する場合であっても50万円の特例控除や2分の1課税の適用はありません。